

令和3年6月18日

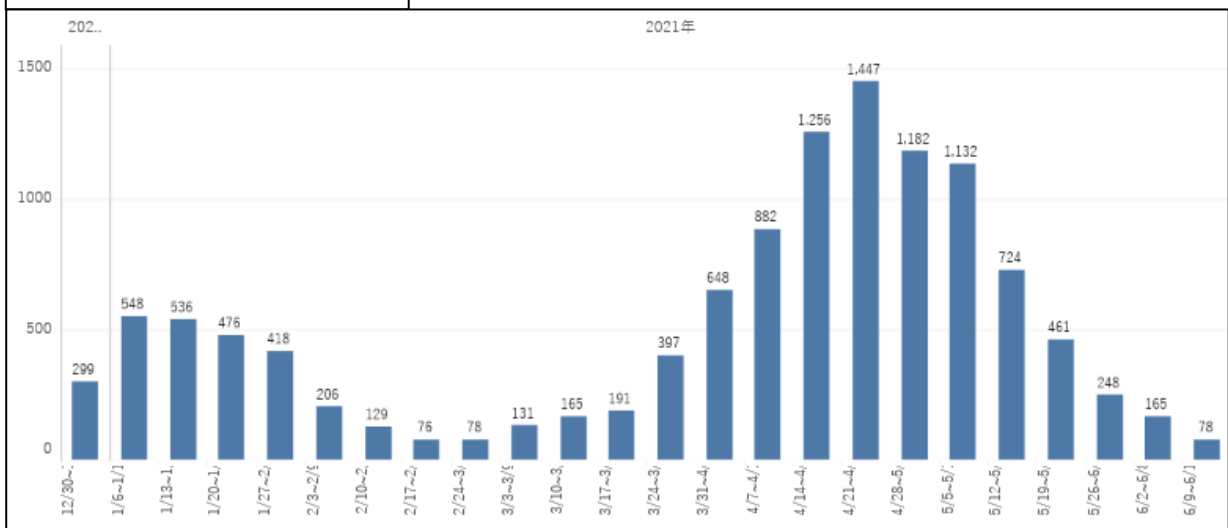
報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況（6月15日時点）

(1) 新規感染者数 16 人、入院者数 143 人、宿泊療養施設入所者数 25 人、自宅療養者数 46 人、死者数 546 人（累計）



新規感染者数の推移（週別）

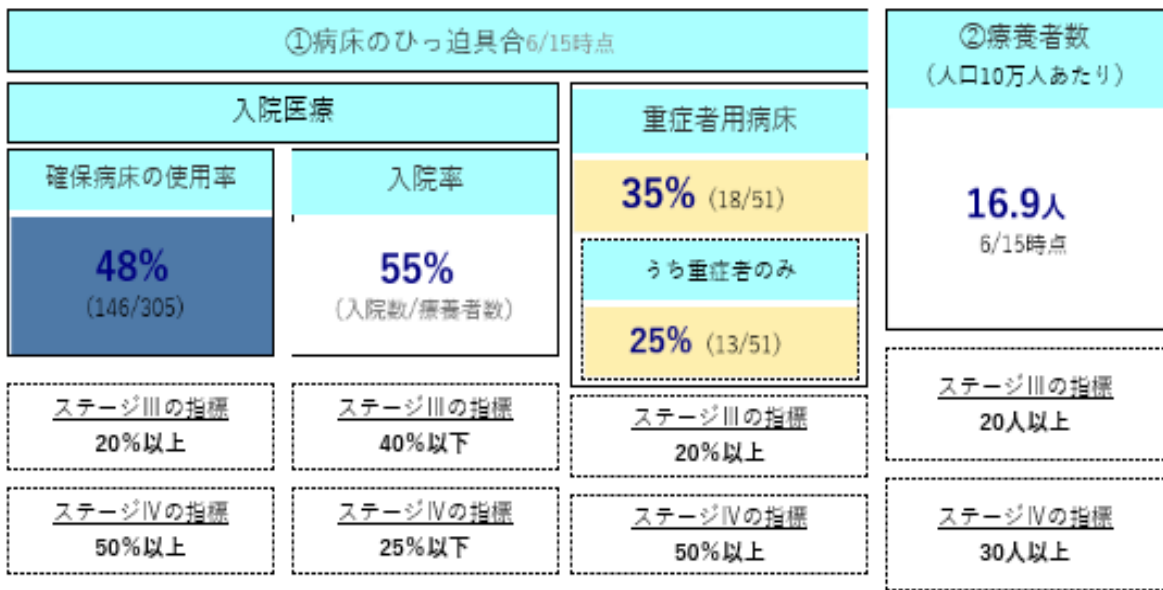


1週間ごとの発表数								
	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	総計
6/9~6/15	19件	19件	17件	15件	7件	8件	16件	101件
6/2~6/8	41件	28件	33件	32件	15件	9件	24件	182件
5/26~6/1	50件	49件	29件	35件	29件	16件	53件	261件
5/19~5/25	83件	48件	80件	129件	39件	38件	65件	482件
5/12~5/18	175件	146件	129件	118件	77件	74件	117件	836件
5/5~5/11	137件	136件	201件	232件	113件	101件	149件	1,069件

(注釈)
・発表日基準で集計。

政府が示す感染状況ステージの指標と神戸市の状況

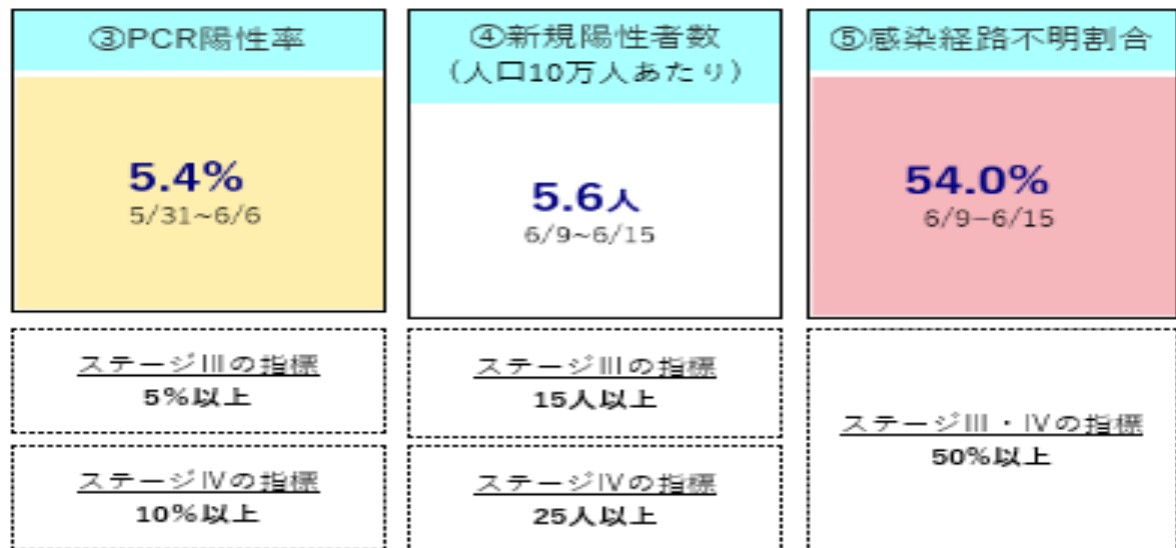
医療提供体制等の負荷



ステージIIIの基準に達している。

ステージIVの基準に達している。

感染の状況



2 国・県の直近の主な動向

(1) 国の直近の動向

- ・ 2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）
緊急事態宣言の区域変更（4都県）
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を除外）
期間：1月8日から3月7日まで
- ・ 3月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）
緊急事態宣言の期間延長（4都県）
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
期間：1月8日から3月21日まで
- ・ 3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）
緊急事態宣言の終了（4都県）
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
期間：3月21日まで
- ・ 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）
まん延防止等重点措置の実施（3府県）
対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
期間：4月5日から5月5日まで
- ・ 4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）
まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更（6都府県）
対象区域：宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県
期間：4月5日から5月5日まで（東京都のみ11日まで）
- ・ 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）
まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更（10都府県）
対象区域：宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県
期間：4月5日から5月5日まで
（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県のみ11日まで）
- ・ 4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
緊急事態宣言の発出（4都府県）
対象区域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
期間：4月25日から5月11日まで
- ・ 5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第63回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（6都府県）
対象区域：東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
期間延長：4月25日から5月31日まで
- ・ 5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（9都道府県）
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県

広島県、福岡県

- ・ 5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（10都道府県）
期間延長：4月25日から5月31日まで（沖縄県のみ6月20日まで）
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県
広島県、福岡県、沖縄県
- ・ 5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）
緊急事態宣言の期間延長
期間延長：4月25日から6月20日まで
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県
広島県、福岡県、沖縄県
- ・ 6月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第68回）

(2) 県の直近の動向

- ・ 2月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第38回）
※京都府及び大阪府と連携し、政府に対して緊急事態措置の解除を要請
- ・ 3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第39回）
- ・ 3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第40回）
- ・ 3月29日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第41回）
- ・ 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第42回）
※政府に対してまん延防止等重点措置の実施を要請
- ・ 4月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第43回）
- ・ 4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回）
- ・ 4月15日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第45回）
- ・ 4月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第46回）
※京都府及び大阪府と連携し、政府に対して緊急事態宣言の発出を要請
- ・ 4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第47回）
※まん延防止措置から緊急事態措置への移行対策
- ・ 4月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第48回）
※ゴールデンウィークの対策
- ・ 5月6日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第49回）
※緊急事態措置の期間延長要請
- ・ 5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第50回）
※緊急事態措置の期間延長に伴う対策
- ・ 5月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第51回）
- ・ 5月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第52回）
※緊急事態措置の再延長要請
- ・ 5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）
- ・ 6月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第54回）

(3) 関西広域連合の直近の動向

- ・ 2月27日 第15回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 3月25日 第16回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 4月22日 第17回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 5月27日 第18回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 6月11日 第19回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3 本市の体制

- ・ 3月1日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第18回）
 - ・ 令和2年度 神戸市の対応方針（第13弾）を決定
- ・ 3月19日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第19回）
 - ・ 令和2年度 神戸市の対応方針（第13弾-改定-）を決定
- ・ 4月1日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第20回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第1弾）を決定
- ・ 4月5日 令和3年度 神戸市の対応方針（第1弾-改定-）を決定
 - ・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む3府県が指定され、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市が対象地域に指定
- ・ 4月24日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第21回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾）を決定
- ・ 5月10日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第22回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾-改定-）決定
- ・ 5月31日 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾-改定-）を決定
 - ・ 緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長

4. 本市における感染拡大防止の取り組み

本市の対応方針（第2弾-改定-）等に基づく主な取り組み

(1) 医療提供体制の確保

- ・ コロナ受入病床として、11床から西神戸医療センターの病床拡大や、神戸市第二次救急病院協議会へ受入病床確保の要請及び地域の基幹病院などに対して個別訪問による要請を実施。13病院の受入病床拡大により現時点では305床（うち重症病床51床）を確保。
- ・ コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（72病院）を市内の3次救急医療機関に入院していた重症患者の転院受入れを行う市内医療機関に対し、1人1日あたり25,000円を補助することで、治癒後の患者が速やかに転院出来るよう支援を行い、稼働病床を確保。
- ・ 新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（5月30日現在、247医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。

(2) 検査の実施体制等

- ・市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。
- ・医療機関、福祉施設、学校園等において、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築。
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（令和2年11月25日～）。
- ・高齢者・障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（令和2年12月1日～）。
- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（令和2年8月20日～）。

(3) 変異株への対応

- ・感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。
- ・変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

(4) ワクチン接種促進

- ・2月5日 神戸市新型コロナワクチン接種連携本部を設置。
(神戸市・神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師協会。5月7日、神戸市歯科医師会参画。)
- ・4月27日「神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部」設置。
- ・4月20日から75歳以上の方の受付開始。当初、コールセンターへの電話、予約サイトへのアクセスが集中しつなかりにくくなる状況が発生したが、予約サイトの受付機能の強化、お助け隊の拡充配置、コールセンターの受付体制の強化により、順次状況改善を実施。
- ・5月17日からは65歳以上75歳未満の方への接種券を送付し、予約の殺到による混乱を避けるため、2歳刻みで段階的に発送。
- ・接種については、4月12日から高齢者入所施設（2施設）で開始し、施設入所者以外の高齢者に対しては、5月10日から集団接種会場での接種を開始。17日から準備の整った個別接種施設（診療所・病院）での接種を開始。
- ・大規模接種会場を5月25日からハーバーランドセンタービルに、5月31日からノエビアスタジアム神戸にそれぞれ設置し、ワクチン接種を迅速に進め、高齢者接種の7月中旬終了を目指す（歯科医師、楽天グループ、神戸大学医学部附属病院、東京慈恵会医科大学などをはじめとした産学官の連携）。
- ・集団接種会場を複数確保するとともに、必要な人材（医師・看護師・薬剤師）を大々的公募により確保し、できる限り早く神戸市民への接種が完了することに全庁を挙げて取り組む
※6月18日現在、12箇所の集団接種会場に加えて、6月22日から5か所の集団接種会場を開設し、7月以降順次、さらに7か所の集団接種会場を開設予定。

(5) 感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

① 市民広報

- ・神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信。
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信を開始。

(5月10日から)

- ・新型コロナウイルスの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけるため、感染した方の体験談を音声配信。(6月1日から)
- ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ(令和3年6月15日現在 計35回)。

② 広報媒体の活用

市ホームページ、SNS、広報紙こうべ(4月号から毎月掲載)、デジタルサイネージの活用等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。

③ 事業者・事業所への呼びかけ

「基本的な感染防止対策の徹底」「外出・移動自粛の要請」「出勤削減・テレワーク等の取組み」等を依頼(3月2日、4月1日、4月25日、5月10日に発出)。

④ ドローンを活用した広報

- ・令和3年4月23日16時～16時20分(生田神社会館屋上)
- ・令和3年4月30日15時・16時(各20分程度)(神戸国際会館屋上から)

⑤ 緊急事態宣言期間中において、各区役所の広報車や、消防車両等を活用し、各区の主要駅や繁華街を中心に巡回実施。

⑥ 港湾局・建設局による主要駅や公園、須磨海岸、メリケンパーク等での野外飲酒グループへの注意喚起。

⑦ 繁華街向けに市内7か所の防災行政無線による広報(住吉・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・新長田・垂水)を毎週末17時に実施。

⑧ ワクチン接種に関する広報

ワクチン予約・接種が円滑に進むよう、広報車や、防災行政無線、ドローンを活用した広報を実施。

(6) 市立学校園

- ・警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底。
- ・感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

(7) 保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかけ。
- ・感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

(8) 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡する。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止する。
- ④利用者の外泊、外出を自粛する。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底する。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮。

また、対象施設を拡大するとともに検査期間を短縮した高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的なPCR検査について継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。

(9) 経済対策について

- ・本年1月の緊急事態宣言に続き、4月に3度目の緊急事態宣言が発令されたことで、市内事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えている。
- ・市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施していく。

(主な支援施策)

①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

<対象事業者>

兵庫県が要請した休業・時短営業に応じた飲食店事業者

②家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や①の協力金を受給し、かつ事業のために市内に建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を賃借している事業者

③事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

(10) 市有施設等の対応

- ・市有施設は、原則、20時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応する。
- ・自然の家等の野外活動施設、王子動物園及び都市公園の一部施設は引き続き休園、閉鎖。
- ・都市公園等については、園内での飲酒や大人数での食事は禁止。
- ・神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館。

(11) イベント等の対応

- ・市内におけるイベント等について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時までに終了するとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下、収容定員が設定されていない場合は、人と人との距離を十分に確保する（1m）ことを基準とする。
- ・主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

(12) 市営地下鉄・市バスの減便

- ・市営地下鉄及び市バスの減便、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げを継続。
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休。

(13) 庁内勤務体制

- ・ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

(14) 備蓄物資の確保等

- ・感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかけ。
- ・災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。